

防犯カメラ設置補助金申請の手引き



市民安全課

【目 次】

1. 補助制度の概要 P1・2
2. 防犯カメラ設置までの準備 . . . P3
3. 申請等手続 P4～7
4. 維持管理 P8
5. 参考資料 P9～15
6. Q&A P16～18
7. 様式 P19～25

補助制度の概要

1. 事業の目的

筑西市では、市内における犯罪抑止力の向上や安全で安心なまちづくりの推進を図ることを目的とし、自治会等が設置する防犯カメラの費用の一部を補助します。

2. 対象となる団体

市内における自治会等で、自主防犯活動として防犯カメラを新たに購入し設置をする自治会等

3. 補助の要件

- (1) 筑西市自治会等に関する規則(令和2年市規則第13号)第2条第6号に規定する自治会等であること。
- (2) 防犯カメラの設置及び管理運用等に関し、「防犯カメラ管理運用規程」に定められた事項を順守できる団体であること。
- (3) 防犯カメラの設置を補助金の交付申請を行った年度内に着手し、かつ、完了できる団体であること。
- (4) 防犯カメラの設置に関し、国、県又は地方公共団体以外の法人等が実施する類似の補助制度による補助金等の交付を受けていない団体であること。

4. 問い合わせ・申請書類等提出先

筑西市丙 360 筑西市役所 2階⑨番窓口
筑西市市民環境部 市民安全課
電話番号：0296-24-2131

※申請に必要な書類は、市のホームページからダウンロードができます。
また、市民安全課の窓口でも配布いたします。

5. 補助内容

- (1) 補助率
補助対象経費の2分の1以内(1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てた額)
- (2) 補助額の上限
防犯カメラ1台につき20万円まで
- (3) 補助対象台数
1団体につき一年度当たり2台まで

6. 補助対象経費と制限

【補助金の対象となるもの】

- (1) 防犯カメラの購入及び設置工事に係る経費
- (2) 防犯カメラの設置を表示する設置標識等の購入及び設置工事に係る経費
- (3) その他市長が必要であると認める経費

□購入する防犯カメラの性能は、以下の基準を満たしている必要があります。

防犯カメラの性能	画素数が 200 万画素以上であること。
	時刻表示機能を有すること。
	夜間においても人物等が特定できる撮影機能があること。
	記録した映像を 7 日間以上保存できること。
	防水及び防塵 ^{じん} 機能を有すること。

【補助金の対象にならないもの】

- (1) 既存の防犯カメラ等の撤去又は移設に係る経費
- (2) 土地の造成に係る経費
- (3) 土地、建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費
- (4) 防犯カメラ等の維持、管理又は修繕に要する経費

7. 補助金交付申請の検討について（重要！）

防犯カメラ設置補助金の申請を希望する場合、事前に市民安全課までご相談ください。
その後、必要があれば管轄警察署や関係機関との協議となります。

また、補助金の交付申請前に団体内で「防犯カメラ設置場所に関すること」や「防犯カメラの管理及び運営等に関すること」などについて協議し、団体内で同意を得てください。

なお、市では団体内や近隣住民とのトラブルに関して一切責任を負いません。

防犯カメラ設置までの準備

1. 設置目的・場所・撮影範囲について

(1) 設置目的

犯罪抑止力の向上や安全で安心なまちづくりの推進を図ることになります。

(2) 設置場所

設置場所の選定にあたっては、犯罪が発生しやすい場所や防犯効果に期待ができる場所へ設置ができるよう、必要に応じて警察署への相談、地域住民や小中学校などと十分に協議したうえで決定をしてください。

(3) 撮影範囲

ゴミ集積場所のみや特定の建物や個人を撮影するために設置する防犯カメラは補助対象となりません。撮影範囲として、公共の場所または撮影区域の2分の1以上の面積が公道であることが必要です。

2. 維持管理計画について

防犯カメラ設置に係る経費のうち、申請団体の負担分として、電気代や機器等の修理代などの維持コストがかかりますので、将来的な維持管理を見据えた計画を立てて設置をする必要があります。

3. 設置する土地について

優先的に民有地への設置を検討していただき、民有地での設置が難しい場合のみ電柱や公道などの行政財産への設置をご検討ください。

(1) 民有地の場合

土地所有者に相談のうえ承諾をとってください。土地使用承諾書の写しを補助金申請書の添付書類として提出していただきます。

(2) 電柱に設置する場合

電柱の所有者である東京電力またはNTT東日本に相談してください。

(3) 行政財産(道路・公共施設・公園等の公共の土地や建物)の場合

それぞれの管理者に相談してください。

補助金申請の手続きについて

1. 補助金申請手続きの概要

補助金を受けて設置する防犯カメラについては、申請が必要になります。

申請書の提出後、市の審査を経て補助対象として正式決定となります。

〈申請から補助金交付までの流れ〉



① 市民安全課および管轄警察署、関係機関との事前協議【自治会等】

自治会等は、補助金交付申請書を提出する前に、市民安全課に事前協議を行い、必要がある場合は防犯カメラの設置場所等について、市民安全課と管轄警察署や関係機関と協議を行います。まずは、市民安全課にお問合せください。

② 設置の検討【自治会等】

防犯カメラの設置場所の決定、設置場所の所有者や管理者との協議、近隣住民への周知、機器の選定、設置業者への見積依頼、設置費用の算定、補助金交付申請に向けた書類作成を行ってください。

② 防犯カメラの管理運用規程の作成【自治会等】

申請書を提出するまでに、次の事項を定めた管理運用規程を作成してください。(手引き P.14～参照)

- 防犯カメラの設置目的
- 防犯カメラの管理に関する事項
- 防犯カメラの運営に関する事項
- 防犯カメラの設置に関する事項
- 撮影した映像に関する事項
- 苦情等の処理に関する事項

③ 補助金の交付申請【自治会等→筑西市】

補助金の交付を受けようとする自治会等から市民安全課へ「防犯カメラ設置補助金交付申請書(様式第1号)」に必要書類を添付し提出してください。

(提出期限:12月末日の開庁日まで)

〈必要書類〉

- 防犯カメラ設置計画書
- 自治会等の規約及び役員名簿
- 防犯カメラの設置位置図及び撮影範囲を確認できる平面図
- 防犯カメラの設置箇所の現況写真
- カタログ等の防犯カメラの仕様を確認できる書類
- 防犯カメラの購入、設置工事等の見積書及び収支予算書
- 防犯カメラを設置する土地、建物等の所有者の同意を得ていることを確認できる書類
- 防犯カメラ等の管理運用規程の写し
- その他市長が必要と認める書類

④ 補助金の交付決定・不交付決定の通知【筑西市 → 自治会等】

提出のあった補助金交付申請書の内容を審査し、結果について「防犯カメラ設置補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)」により通知します。

⑤ 防犯カメラの設置【自治会等】

補助金の交付が決定されてから、防犯カメラなどの機器の購入や設置を行ってください。

また、設置する際には、防犯カメラが設置されていることを示す看板などに自治会等名を必ず入れ、交通の妨げや危険がない場所への設置や表示を行ってください。ゴミ置き場への設置は認められません。

⑥ 補助金実績報告書の提出【自治会等 → 筑西市】

防犯カメラ等を設置し、補助事業が完了したときは、その完了した日から 30 日以内または補助金の交付決定を受けた年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに「防犯カメラ設置補助金実績報告書(様式第5号)」に次の必要書類を添付して提出してください。

(※ 3 月 15 日が土日祝日の場合は、その前日まで)

<必要書類>

- 設置した防犯カメラの現況写真
- 防犯カメラの設置に係る費用の領収書及び内訳書の写し
- 設置した防犯カメラで撮影した画像を印刷したもの
- その他市長が必要と認める書類

⑦ 補助金の交付額確定の通知【筑西市 → 自治会等】

提出された補助金実績報告書の内容を審査のうえ、補助金の交付額を確定します。

なお、確定の通知は、「防犯カメラ設置補助金交付額確定通知書(様式第6号)」により通知します。

⑧ 補助金の交付請求【自治会等 → 筑西市】

確定通知を確認後、「防犯カメラ設置補助金交付請求書(様式第7号)」により、市に補助金の交付請求をしてください。(提出期限: 3 月末日の開庁日)

⑨ 補助金の交付【筑西市 → 自治会等】

交付請求書の提出後、指定の口座に振込みます。

2. 手続きにおける留意点

- (1) 補助金申請後、決定通知をします。設置事業者との契約や施工着手については、必ず決定通知後に行うようにお願いします。
- (2) 補助金申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「防犯カメラ設置補助金変更申請書(様式第5号)」に必要な書類を添えて提出してください。
市がその内容を審査し、適当であると認めたときは、「防犯カメラ設置補助金変更承認通知書(様式第6号)」により自治会等に通知します。
- (3) 補助金交付決定の内容やこれに付した条件に違反した場合には、補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。

防犯カメラ等の維持管理

(1) 保守点検等

防犯カメラの設置後、運用に支障をきたさないよう点検の頻度や点検にかかる費用を確認し、業者への保守点検の委託等について検討してください。

場合によっては、防犯カメラ等の維持管理の状況などについて、書面により報告を求める場合があります。

(2) 事故の賠償等

防犯カメラ等の落下などにより、第三者に被書を与えてしまった場合、管理責任が問われ、損害賠償を負うこともありますので、防犯カメラ等や専用柱などの定期点検のほか、任意保険の加入等も検討してください。

(3) 防犯カメラの管理

設置者は、防犯カメラの設置及び運用するにあたり、その適切な管理を図るため管理責任者及び操作責任者を選任してください。

管理責任者：防犯カメラ等の映像データの管理や機器保全の責任者

操作責任者：防犯カメラ等の映像データの抽出など実質的な機器操作の責任者

(4) 設置場所等の情報共有について

補助金交付を受けて設置した防犯カメラについては、設置場所や撮影範囲について管轄警察署に情報提供します。

(5) 映像データの外部提供について

個人情報保護の観点から、映像データが外部へ漏えいすることのないように慎重な管理をお願いいたします。

設置者は、記録された映像データを設置目的以外の目的で利用または提供することはできませんが、例外として下記に該当する場合は、協力をお願いします。

①法令の規定に基づく場合

②人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要があると認める場合

③捜査機関から犯罪・事故の捜査目的により、情報提供を求められた場合

(6) 関係書類の保存

補助金交付を受けた自治会等は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整理し、かつ、これらの書類を事業の完了した日の属する年度の終了後5年間は保存しなければなりません。

防犯カメラ設置計画書

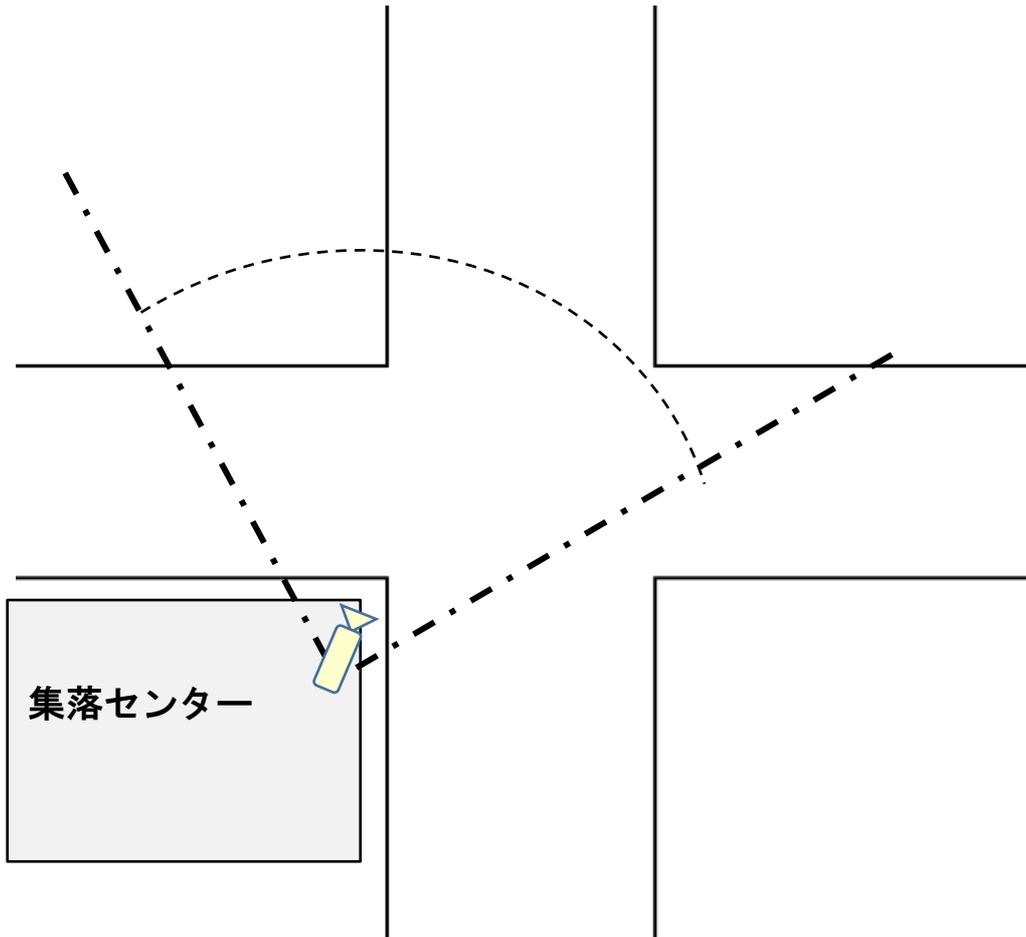
団体名

事業の目的		
防犯カメラ設置台数		台
関連機器の種類及び台数		
1台目	設置場所	
	機器の仕様	
	所有者の同意を得た日	(土地) 年 月 日 (建物) 年 月 日
	周辺の住民の合意を得た日	年 月 日
	稼働予定日	年 月 日
	備考	
2台目	設置場所	
	機器の仕様	
	所有者の同意を得た日	(土地) 年 月 日 (建物) 年 月 日
	周辺の住民の合意を得た日	年 月 日
	稼働予定日	年 月 日
	備考	

防犯カメラ設置位置図（例）



防犯カメラ撮影範囲（例）



防犯カメラ設置における収支予算書

団体名

〈収入の部〉

項 目	金 額	内 訳
合 計		

〈支出の部〉

項 目	金 額	内 訳
補助 対象 経 費		
	小 計(A)	
補助 対象 外 経 費		
	小 計(B)	
合 計 (A+B)		

※参考となる見積書等の資料を添付してください。

防犯カメラの設置に伴う土地・建物使用同意書

年 月 日

(自治会等名)

代表 様

住所

氏名

私が所有する下記の(土地・建物)に防犯カメラ等を設置することに関し、〇〇〇(団体名)が掲示する次の条件を承諾し、使用することに同意します。

記

所在地:筑西市 _____ 番地内

<条件>

1. 使用料は無料とする。
2. 上記所在地の所有権を他に譲渡するときは、その譲渡人に対しこの同意内容を継承すること。

(例) 防犯カメラ管理運用規程

1. 趣旨

この規程は、個人情報及びプライバシーの保護に配慮しつつ設置目的を達成するために、_____に設置する防犯カメラの管理及び運用に関し必要事項を定めるものとし、適正な設置運用を図るものとする。

2. 設置目的

防犯カメラは、_____における犯罪に対する抑止力の向上及び筑西市の安全・安心なまちづくりの推進を図るために設置するものとする。

3. 設置者

防犯カメラの設置者は、_____自治会とする。

4. 管理責任者等

(1) 防犯カメラの適正な運用を図るため、管理責任者を置くものとする。

(2) 管理責任者は、_____とする。

(3) 防犯カメラの適正な操作を行わせるため、操作責任者を置くものとする。

(4) 操作責任者は、_____とする。

5. 管理及び運用

(1) 管理責任者は、防犯カメラの映像データや機器保全の管理及び運用の責任者として、これを適正に行うものとする。

(2) 操作責任者は、防犯カメラの映像データの抽出など実質的な機器操作の責任者として、これを適正に行うものとする。

(3) 防犯カメラの操作は、管理責任者の指揮監督のもと、操作責任者が行うものとする。

(4) 管理責任者及び操作責任者が変更になった場合は、その都度市長に届出をする。

6. 設置等

(1) 設置の場所及び設置台数

防犯カメラを設置する所在地は、_____とし、台数は、__台とする。

(2) 稼働時間

防犯カメラの稼働時間は、原則24時間とする。

(3) 撮影範囲

防犯カメラの撮影範囲は、公共の場所又は撮影区域の2分の1以上の面積が公道（不特定多数の車や人が通行する私道を含む。）であり、特定の個人及び建物等を監視するものでないこと。

(4) 所有者の同意

防犯カメラを設置するときは、土地、建物の所有者の同意又は許可を得ること。

(5) 説明会等の開催

防犯カメラの設置及び設置場所について、説明会等を開催し、周辺の住民の合意を得ること。

(6) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示するものとする。また、表示板には、自治会等名を記載するものとする。

7. 撮影した映像の適正な管理

(1) 保管場所

録画装置は、収納ボックス内に施錠して保管する。収納ボックスの鍵は、管理責任者が保管するものとし、原則として映像データの外部への持ち出しや転送を禁止する。

(2) 保存期間

保存期間は原則7日間以上とし、電磁的記録媒体の記録上限を超えた場合には上書を自動的に行うものとする。

(3) 映像の消去及び廃棄

保存期間を経過した映像は、上書き等により速やかに、かつ確実に消去するものとする。また、記録された媒体を廃棄する場合は、管理責任者を含め複数人のもとで完全に消去されたことを確認のうえ破砕等を行うものとする。

8. 映像の利用及び提供の制限

(1) 記録された映像データは、設置目的のために利用し、提供しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

① 法令の規定に基づく場合

② 人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要があると認める場合

③ 捜査機関から犯罪、事故の捜査目的により情報提供を求められた場合

(2) 上記により映像の提供を行う場合は、日時、提供先、提供理由および提供した映像の内容等を記録するものとする。

9. 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、(期間)ごとに保守点検を行うものとする。

10. 苦情等の対応

管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

(附則)

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

Q & A

質 問	回 答
この補助金の交付目的は どのようなものですか。	市内における犯罪抑止力の向上や安全で安心なまちづくりの推進を図ることを目的として、防犯カメラ設置に係る補助金を市予算の範囲内で交付します。
補助対象となる自治会等 について教えてください。	本市の区域内において、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、その区域の住民相互の連絡、環境の整備等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている団体等が対象となります。
補助対象となる経費につ いて教えてください。	防犯カメラや関連機器、表示標識等の購入費及び設置工事費を対象とし、その他の費用は対象にはなりません。
防犯カメラのリースは補 助対象になりますか。	対象になりません。
屋内に設置する防犯カメ ラは対象になりますか。	対象になりません。 地域の防犯のため、屋外に設置するものが対象です。
防犯カメラの設置を表示 する標識等の大きさや表 記方法は決まっています か。	決まりは特にありませんが、「防犯カメラ作動中」や「自治会等名」は最低限明らかにする必要があります。 また、大きさも決まりはありませんが、周囲に迷惑にならない範囲で大きい表示の方が好ましいです。 標識等を表示することで、地域住民や通行人、犯罪を企てている者に対して防犯カメラが設置されていることが認識され、犯罪の抑止効果に期待ができます。
団体の予算がなく今年度 は1台しか設置できません。 来年度も申請できま すか。	1つの自治会等あたり年度につき2台まで申請ができますので、その範囲で次年度以降に申請しても問題ありません。
カメラを設置する場所は どこが良いのですか。	申請団体が定める区域内で、屋外であれば問題ありませんが、撮影範囲の2分の1以上の面積が公道であり、特定の個人や建物等を監視していると誤解されない場所に設置をお願いします。 また、道路に専用柱を建てて設置する場合には、道路管理者との協議や許可が必要で、工事費は大幅に上がります。 東電やN T Tの電柱に設置する場合は、電柱の使用料が発生する可能性が高く、推奨はしません。 民地や公共の場所に設置する場合は、所有者や管理者と協議のうえ、設置の同意を必ず得てください。

<p>警察への事前の相談は必要ですか。</p>	<p>犯罪が発生しやすい場所など防犯効果に期待ができる場所や安全安心のため、より良い設置場所についての助言が得られますので、相談をお薦めいたしますが必須ということではありません。</p> <p>まずは市民安全課にご相談ください。</p>
<p>防犯カメラ等のメーカーや仕様についての指定はありますか。</p>	<p>防犯カメラや関連機器のメーカー指定はありませんが、有事の際に有力な情報となるようカメラの性能は次の条件を満たすものでお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・画素数は200万画素以上であること ・時刻表示機能を有すること ・夜撮影機能を有すること ・防水及び防塵機能を有すること。 ・記録画像を7日間以上保存できること
<p>防犯灯のように、通学路に指定されている区域などに設置した場合、電気料は市が負担してくれるか。</p>	<p>どの場所に設置しても電気料は自治体等の負担です。設置後の維持管理に係る経費についても、全て自治会等の負担となりますので、団体の資力などに見合う計画的な設置をお願いします。</p>
<p>設置後の経費にはどのようなものが想定されますか。</p>	<p>月の電気料、定期点検等の維持管理業務の委託料、破損した場合の機器等の修繕費などが想定されます。</p> <p>データの正確性保持のため、機器が正常に稼働するよう、3か月に1回程度の清掃や点検をお願いします。</p>
<p>設置したいが防犯カメラの操作方法が分かりません。</p>	<p>市で操作方法の研修等は実施しません。購入・設置した業者に使用方法を確認してください。</p>
<p>防犯カメラの管理責任者と操作責任者の役割はなんですか。</p>	<p>管理責任者は、防犯カメラ等の映像データの管理や機器保全の責任者となり、操作責任者は、防犯カメラ等の映像データの抽出など実質的な機器操作の責任者となります。</p> <p>過去に防犯カメラ映像がネット上に流出し、社会問題になりました。一度流出すると回収はほぼ不可能ですので、プライバシーの侵害になりかねません。</p> <p>問題が生じないようにデータ等の管理は慎重にお願いします。問題が発生した場合や苦情等があった場合には適切かつ迅速な措置を講ずるようお願いします。</p>

<p>補助金交付申請書は、いつまでに提出すれば良いですか。</p>	<p>交付申請書の期日は、次のいずれにも該当する日です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付を受けようとする年度の <u>12月末日</u> (開庁日に限る) ・事業着手予定日の14日前の日 (事業着手予定日の14日前の日が当該年度の4月1日前の日である場合は、4月1日) <p><u>※申請受付後、年度内に補助金を交付するために事務処理等の期間を有するため、期日内に提出してください。</u></p>
<p>防犯カメラの管理運用規程はいつまでに作成しなければなりませんか。</p>	<p>事前協議後から補助金交付申請時にご提出ください。</p>
<p>事業完了実績報告書は、いつまでに提出すれば良いですか。</p>	<p>補助金の交付の決定を受けた年度の3月15日 (土日祝のときはその前日まで) またはその完了の日から起算して30日以内の日のいずれか早い日までにご提出ください。</p>
<p>事業補助金交付請求書は、いつまでに提出すれば良いですか。</p>	<p>当該年度の3月末日の開庁日又は確定通知書を発送した日から起算して30日以内の日のいずれか早い日までにご提出ください。</p>
<p>映像データの提供はどのような場合にするのですか。</p>	<p>事件や事故などの早期解決のために捜査機関等から照会があった際に提供することがありますので、協力をお願いいたします。提供を行うときは、提供日時・提供先・提供理由・提供した映像の内容等の記録をお願いします。</p>
<p>交付決定され工事に取りかかったが、工事が期限に間に合わない場合はどうしたら良いか。</p>	<p>補助金には年度内の支払いが条件になっているので、期限に間に合わない場合は、交付決定の取り消しとなります。そうならないように余裕をもって計画的な工程管理をお願いします。やむを得ない事情等があった場合には、市民安全課までご相談ください。</p>

防犯カメラ設置補助金交付申請書	
年 月 日	
筑西市長 様 <div style="text-align: right;"> (申請者) 住 所 自治会等名 代表者名 印 電話番号 </div>	
補助金等の交付を受けたいので、筑西市防犯カメラ設置補助金交付要項第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。	
設置場所	
設置台数	
事業等の目的 及び内容	
交付申請額	円
添付書類	(1) 防犯カメラ設置事業計画書 (2) 自治会等の規約及び役員名簿 (3) 設置位置図及び撮影範囲を確認できる平面図 (4) 設置箇所の現況写真 (5) カタログ等の防犯カメラの仕様を確認できる書類 (6) 防犯カメラの購入、設置工事等の見積書及び収支予算書 (7) 防犯カメラを設置する土地、建物等の所有者の同意を得ていることを確認できる書類 (8) 防犯カメラ管理運用規程の写し (9) その他 ()
備考	
誓約事項	防犯カメラ管理運用規程を順守することを誓約します。

第 号
年 月 日

防犯カメラ設置補助金交付・不交付決定通知書

（申請者）

様

筑西市長 印

年 月 日付けで申請のあった防犯カメラ設置補助金について、次のとおり決定したので、筑西市防犯カメラ設置補助金交付要項第10条の規定により通知します。

1 交付に関する事項	
交付決定額	円
交付の条件	
2 不交付に関する事項	
不交付の理由	

様式第3号（第11条関係）

防犯カメラ設置補助金変更申請書	
年 月 日	
筑西市長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> (申請者) 住 所 自治会等名 代表者名 印 電話番号 </div>	
年 月 日付け 第 号で交付決定のあった防犯カメラ設置補助金に係る内容を変更したいので、筑西市防犯カメラ設置補助金交付要項第11条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。	
変更の内容	事業計画書及び収支予算書のとおり
変更の理由	
変更後の補助申請額	円
添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他 ()
備 考	

第 号
年 月 日

筑西市防犯カメラ設置補助金変更承認通知書

（事業者等）

様

筑西市長 印

年 月 日付けで申請のあった筑西市防犯カメラ設置補助金の変更について、承認することとしたので、筑西市防犯カメラ設置補助金交付要項第11条第2項の規定により、次のとおり通知します。

変更の内容	変更前	
	変更後	
交付決定額	変更前	円
	変更後	円
附帯条件		

筑西市防犯カメラ設置補助金実績報告書	
年 月 日	
筑西市長 様	
(申請者) 住 所	
自治会等名	
代表者名 印	
電話番号	
<p>年 月 日付け 第 号で交付決定のあった筑西市防犯カメラ設置補助金について、設置が完了したので、筑西市防犯カメラ設置補助金交付要項第12条の規定により、次のとおり報告します。</p>	
交付決定額	円
完了年月日	年 月 日
添付書類	(1) 設置した防犯カメラの現況写真 (2) 防犯カメラの設置に係る費用の領収書及び内訳書の写し (3) 設置した防犯カメラで撮影した画像を印刷したもの (4) その他 ()
備 考	

第 号
年 月 日

防犯カメラ設置補助金交付額確定通知書

（補助事業者）

様

筑西市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった防犯カメラ設置に係る補助金の交付額を確定したので、筑西市防犯カメラ設置補助金交付要項第13条の規定により、次のとおり通知します。

交付決定額	円
交付確定額	円
備考	

防犯カメラ設置補助金交付請求書			
筑西市長 様		年 月 日	
		(申請者) 住 所	
		自治会等名	
		代表者名 印	
		電話番号	
年 月 日付け 第 号で交付額確定通知のあった補助金について、 筑西市防犯カメラ設置補助金交付要項第14条の規定により、次のとおり請求します。			
交付確定額	円		
交付請求額	円		
振 込 先	金融機関名		支店等名
	種 類	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		
備 考			